

北海道

広域支援体制を構築

水コン協 管路協と 150市町村が災害協定

北海道および道内で下水道事業に着手している150市町村は、日本下水道管路管理業協会（全国約540社、道内24社）と「災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定」、全国上下水道コンサルタント協会北海道支部（17社）と「災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定」をそれぞれ締結した。大規模災害時における下水道施設の迅速復旧を目的とした官民連携による支援体制が全道規模で整った。道内下水道管理者および両協会間で広域の支援体制が構築されることで被災後の迅速・円滑な調査・復旧が可能となり、災害応急対策体制の強化につながる。

市町村の下水道担当職員が減少傾向にある現在、地震や大雨等による災害時には迅速な初動や応急対応が職員のみでは対応できないことが懸念されている。

そこで道は、すでに同様の協定を両協会と締結している札幌市を除いた150市町村を一括し両協会との協定を締結したものの。

管路協とは、下水道管路施設が被災した場合に広域的な支援として行う復旧支援協力に関して協定を締結するもので、応

急復旧のために必要な業務（巡視・点検・調査・清掃・修繕等）について協力を要請する。

水コン協北海道支部とは、下水道施設が被災した場合に行う技術支援協力に関して協定を締結するもので、災害時における被害状況の調査、応急復旧対策の検討、災害査定資料作成等について協力を要請する。

協定締結により、道は市町村分も取りまとめて両協会に支援要請を行うことが可能となった。各市町村が地元企業等と独

自に構築している支援関係が基本であり、これによる対応が困難な場合は、道を窓口として支援要請を行うことができ

る。復旧支援要請は支援内容を明らかにした書面により行うことが原則となっている。

道が市町村の被災状況等を取りまとめることで、両協会は道を通じて各市町村の被災状況を迅速かつ体系的に把握することができ

る。3月23日に札幌市内では、道を窓口として支援要請を行うことができた

市町（北海道下水道災害対策会議の構成員等）および両協会から代表者らが出席した。

あいさつに立った北海道建設部の渡邊直樹部長は「平成27年度の下水道法改正で災害復旧に民間事業者の協力を得ることが可能となった。道や各市町村が策定している下水道BCPでも『災害時維持修繕協定の締結を推

進する』としているところであり、協定締結は意義があるもの」と強調。

管路協の

長谷川健司

会長は「全

国組織とし

て約540

会員を有し

ており、大

規模災害の

際には全国

から支援に

向かう」、

水コン協の

佐藤謙一北

海道支部長

は「培って

きた専門的

な技術や経

験を活か

し、責任を

果たしてい

く、市町村

代表として

恵庭市の原

田裕市長は

「万全な体

制がとれる

よう努力し

たい」とそ

れぞれ言葉

を寄せた。

なお、北海道下水道災害対策会議は、道内下水道の災害時における連絡

支援・応援体制の確立を目指すことを目的として、平成9年1月に道、道内15市、日本下水道事業団を構成員として設置されたものであり、北海道建設部まちづくり局都市環境課を事務局として、定期的に幹事会を開催しているほか、情報伝達訓練や実地訓練を実施している。



締結式には道、14市町、管路協、水コン協北海道支部の代表者が出席